



長崎県教職員組合
障害児教育部だより いっぱい(*^^*)

『知っていますか？文科省の通知！』号

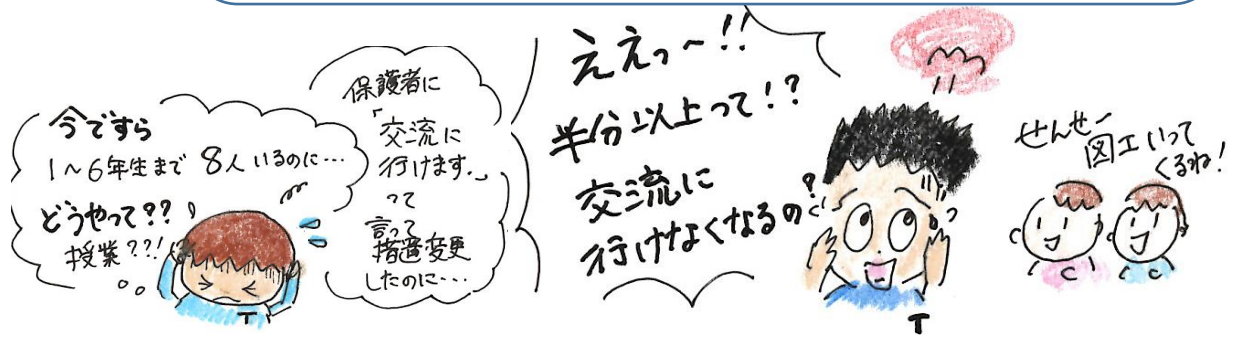


2022.8.25(23.4.7改)



「・・・言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、**原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において・・・授業を行うこと。**」

文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）（R4.4.27）」より



この通知に対して障害児教育部では2022年7月11日に県教委に要求書を提出、協議をしました。
※「2022年度 障害児教育に関する要求書(協議まとめ)」参照←県教組HPにも掲載

この通知は**軽度の障害の児童生徒が安易に措置されている現状**に釘を指すものと考えてるが・・・



そのとおり。県教委も軽度の障害のある子どもの学びの場を、安易に変えないように、と考えている。通級における指導や支援学級での指導を適切に行うようにという通知だと重く受け止めている。

就学相談（支援）委員会の持ち方が変わっていくべき。

『子どもや保護者の思い』抜きではダメ！私たちは、**共に生きることでこそ、障害のある子もいない子も成長する**と考えている。交流授業が半分になることを決してよいとは思わない。障害の程度で交流の時間を制限するのもおかしい。同じ場で違う目的の学びをしている子もいる。



協議でしっかり確認できた「自立活動は支援学級の教室の中のみで行うのではない」ということ。それを具現化するために1クラス8名は難しいと県教委も同じ思いは持っているが、県独自の財政措置を取る余裕はない。国に財政措置を毎年要求している。

☆22年2学期以降、特別支援学級や通級への**安易な措置変更が行われないように注視していく必要があります**。また、通知にある「半分以上」の時数を、**子どもや保護者の意向抜きに管理職が一方的に押しつけてこないか、注視してください**。何かありましたら総支部または障教部部長（港小・山下）総支部障教部部長（ ）までご連絡ください。